

2021年4月1日

各位

山形市旅篭町三丁目2番3号 株式会社 きらやか銀行

キャッシュカード規定の改定について

株式会社きらやか銀行(本店:山形市 頭取:栗野 学)では、「キャッシュカード暗証番 号等の盗用による口座振替条項」の新設に伴い、下記の通りキャッシュカード規定を改定いたします。

改定後の規定は、当行ホームページに掲載しております。印刷した規定の交付をご希望の 場合は、当行本支店窓口へお申し出ください。

記

- 1.対象となる規定 キャッシュカード規定
- 2.改定日 2021年4月1日(木)
- 3.主な改定内容

キャッシュカード暗証番号等の盗用による口座振替条項を新設します。

- 12. (カード暗証等の盗用による口座振替)
 - (1) カード暗証等の盗用により、第三者が本人になりすまし、資金移動業者等が提供する決済サービスを利用して行われた不正な口座振替による払戻しについては、次の各号の全てに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補償を請求することができます。
 - ① 身に覚えのない決済サービスを通じた預金口座からの不正な口座振替による 払戻しに気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること。(不正 取引日より30日を越えたものは対象外とする。)
 - ② 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること。
 - ③ 当行に対し、警察署に被害通知を行った事実を示していることその他不正な口 座振替による払戻しに関する事情説明が行われていること。





- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は、1契約あたり対象額を減額するものとします。また、多様化する金融犯罪に対応するため発生事象により都度協議のうえ補償内容を決定します。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、資金移動業者等が提供する 決済サービスによる不正な預金の引き出しが最初に行われた日から、2年を経 過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補償責任を負いません。
- ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。
- A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合。
- B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事 使用人(家事全般を行っている家政婦など。)によって行われた場合。
- C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重大な事項について 偽りの説明を行った場合。
- ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して暗証等 が盗取された場合。

以上

問合せ先

事務部事務課 担当:高梨・柏倉 お問合せ先:023-631-0001(代表)

